

農民運動と村落構造（下）

——長野県喬木村における部落有林野統一事業反対闘争を中心にして——

神 田 嘉 延

(1985年10月14日 受理)

The Peasantry Movement and Structure of the Village Community (Part 2)

——Struggle against the Policy to deprive the Peasant Woodland on
Village Community Property in Nagano Prefecture Takagimura——

Yosinobu KANDA

目 次

序章

第一章 部落有林野統一問題の喬木村の特徴 (36巻掲載)

- (一) 喬木村成立当時の分村問題と各部落の特徴
- (二) 部落有林野統一問題と地域経済の特徴
- (三) 明治末期部落有林野統一事業の県行政指導と村行政の対応

第二章 部落有林野統一事業反対闘争と村落構造の変動 (36巻掲載)

- (一) 部落有林野統一の村議会決定過程と村落支配の変動
- (二) 部落有林野統一事業反対闘争の展開と村落構造
 1. 村行政の「統一」林野の管理方法問題と「盗伐」事件
 2. 入会権確認等訴訟闘争の展開と部落住民の自衛
 3. 大島部落住民の拷問死問題と警察への闘い
 4. 部落有林野統一反対闘争と社会主義的運動との関係
- (三) 和解問題と部落有林野統一反対闘争の終末

第三章 部落有林野統一事業反対闘争の社会・経済基盤 (本巻掲載)

——喬木村大島部落を中心にして——

- (一) 山の管理運営と村落構造
- (二) 部落運営と生産組合
- (三) 部落有林野と農家経済
 1. 大島部落の農民層分解状況
 2. 養蚕業と農家経済
 3. 林業と農家経済
 4. 薪炭業と農家経済
- (四) 部落結合と同族、親族結合
 1. 部落内神社統一問題と同族集団
 2. 村落構造と通婚圏

第三章 部落有林野統一事業反対闘争の社会・経済基盤

——喬木村大島部落を中心にして——

(一) 山の管理運営と村落構造

喬木村大島部落は、近政行政府の小川村の枝郷であったことから、本村との矛盾関係をもっていた。さらに他の枝郷の氏乗部落、大和知部落に対して御料林見廻役が大島の部落にあたえられ、枝郷どうし同じ立場ではなかった。従って、旧小川村の4部落の入会慣行の地元村内部は、対外的に他村に対しては同一の入会権をもっていたが、内部的には矛盾関係をもっていたのである。このことは、すでに第一章(一)の「喬木村成立当時の分村問題と各部落の特徴」でのべたとおりである。そこでは、4部落の山惣代親方を中心とする各部落の代表から山惣代支配と大島部落独自の山の管理運営問題があった。とくに、大島部落における山惣代の役割は、御料林の見廻り役の運営があたえられていた。この慣行は明治になっても受け継がれ、村落の支配構造において山の管理運営が大島部落では大きな位置にあったのである。そこでは部落有林野統一事業反対闘争の出発において、区長制と山惣代が部落内においても大きな矛盾があった。そして、区長層が村八分にされたことは、区長制が村落の支配構造になっていなかったことの証である。つまり、山惣代層による村落の支配構造が根強く存在していたのである。

部落有林野統一事業に賛成した4部落の山惣代親方であった地主が山惣代の役職を解任されたことは、地主支配も山の管理運営を無視できないことをあらわしていたのである。山の管理運営問題は、村落共同体的諸関係と密接にかかわっていた。4部落の山惣代親方兼在村寄生地主宮下家は、部落有林野統一事業以前は、旧小川村の支配層であったが、山をとおしての共同体的諸関係を地主的秩序によって自由にわがものにしていただけでは決してない。それは、共同体的諸関係の上のっているにすぎない。山の管理運営を地主の論理に直接的に踏みこむことはできなかったのである。つまり、地主的土地所有と山の管理運営は、別個に並存して相互に絡みあっていたのであり、地主制の従属物としての山問題ではないことを示している。地主が山の管理運営問題を利用して自己の支配の論理にくみこんでいくのは、地主的土地所有としてではなく、共同体的諸関係の重立者としての社会的支配の論理として働いていくのである。従って、高利貸や養蚕業家等の上向的發展によつての地主は、共同体的諸関係において支配的位置を占めるのは容易ではない。共同体的諸関係が強固な地域であればあるほど、地主は共同体的諸関係に依存して自からの支配を貫徹しなければならない。

ところで、部落有林野は、大島部落の農家経済にとってきわめて重要な位置にあったことも指摘しなければならない。つまり、大島部落における各農家経済は、部落の共有林野に深く依存していたのであり、養蚕業、薪炭業、製材業等の商品生産の発展は、共有地、共有林野をとおしての発展であり、そこには個々の生産手段の私的所有が完全には確立されていない。つまり、古い共同体諸

関係を残存させての商品生産の発展であった。共有林野の管理運営は、共同体的社会組織、社会関係をとおして行なわれており、部落有林野統一事業による山村民の収奪に対する抵抗は、共同体的諸関係が前面におしだされたのである。

村落共同体的諸関係が歴史的な進歩的役割を果すのは、資本主義の発展による農民層分解の中でも共同体的諸関係が残存し、同時に旧来の共同体的諸関係の社会的権威としての重立層が農民層の中で下層部分の社会的基盤をもっている場合である。大島部落における部落有林野反対闘争のリーダー層は、T家の総本家筋であり、百姓惣代の株をもっていた家であった。この家は、大島部落の山惣代親方としてT家の同族集団の中心的存在ばかりでなく、部落全体のまとめ役的なことが伝統的に継承されてきたのであり、決して経済的には部落内の上層ではなく、養蚕、製材経営等の商品生産による上向的発展に対応していなかつた。しかし、大島部落の農家経済は、共有林野、共有地に依存しての商品生産の発展の特殊性があつた。部落有林野、御料林の部落見廻り役等からの製材経営の発生や部落有地の養蚕畑としての無願開墾地によって農家経済の上向発展であつたことから、製材、養蚕経営という農家の商品生産の発展によって共同体的諸関係が一挙に解体していくものではなかつた。とくに、共有林野、共有地の収奪が部落有林野統一事業という国家の政策によって遂行されたことにより、養蚕家、製材業者にとって、共有林野、共有地の収奪は死活問題であり、共同体的諸関係に依存せざるをえない。大島部落では、旧小川4部落の共有林野と大島部落だけの共有林野とがあり、さらに、御料林の見廻り役の代償として、そこでとれる部落住民の生活資材を自由に得る慣行が与えられていたのである。

（二） 部落運動と生産組合

明治27年に御領地管理のため木曾支庁阿島支所が作られて大島部落をとりまく沢山御料林に対する管理も徹底された。従来大島部落の農民は自由に御料林に入って自己の生活資材としての建築材や薪炭材を取得することができたが、この慣行は許されなくなつたのである。大島部落の中でとくに沢山御料林に深くかかわっていた炭焼き業や製材業を営む農民は、沢山薪炭組合を明治43年に作り、御料林の入札を組合組織として得るようになった。この組合結成のときの農家は、大島部落のすべての農家でなく、約60戸のうち18戸にすぎなかつた。ここに、すでに、沢山御料林に対応する部落住民の違いがあらわれてきている。

沢山薪炭組合に入ることは、約400町歩の御料林の中における立木の払い下げの入札の優先権、枯損木・薪炭材等の無償払い下げが行なわれるが、同時に、御料林の下草刈の義務と用材伐採後地への植林の義務をもたされたのである。とくに、木炭や製材の生産の増大が、大島部落の農民すべてが積極的にかかわつたのではない。製材業に限っていえば4戸であり、一部にすぎなかつた。しかし、その製材業を営む農民は、薪炭組合結成の中でも中心的に働いたのである。

用材伐採の後地に植林をすることは、大島部落の農民の技術として当時もつていなかつた。従つて、植林技術をもっている渡り職人を大島部落に連れてこなければならなかつたのである。製材業者にとって植林を行なうことは、重要な課題であつたからである。

表 14 薪炭組合加入農家
大正10年村税等級別戸数

15	①	28	
16		29	①
17		30	
18		30	
18		31	
19		32	
20	①	33	①
21	①	34	
22	①	35	②
23		36	②
24		37	①
25		38	②
26		39	
27	①	不明	④

大正10年村税等級別名簿より
喬木村保存資料

木炭生産を中心に行なうものは、御料林の下草刈りに支払われる収入もきわめて重要な現金収入源であった。薪炭組合が作られたことは、部落有林野を中心としたまとまりに新たな要因を作りあげていった。とくに、この組合に用材を払い下げる権利をあたえたことにより、製材業の商品生産によって農民の上向的發展が促進されていったのである。部落有林野の内的分解傾向があらわれていることになる。薪炭組合は、もともと大島部落の中で田畑をもっていなかった層を中心に作られている。表14に示すとおり、18戸の薪炭組合に加入した農家の県税、村税の等級は、階層区分的に不均等であるが、一部の製材業者を除き、相対的に下層の方に集中している。

一方、沢山の部落有林野を無願開墾して上向發展していった養蚕農家の動きも共同体的諸関係を部落の内部から分

解していく重要な事実であった。しかし、それは、部落有地の開墾ということで、共同体的諸関係から自由にきり離されて上向發展をとげていこうとするのではなく、その秩序の中で商品生産の發展をとげていくのである。養蚕農家も自からの生産組合として養蚕組合を作っていくのである。これは、産業組合の製糸工場の展開のとき大島部落の中に「伴野館」(大正4年設立)の組合員組織を作り、部落の養蚕農家から理事二名を送り出している。伴野館の工場所有地は、喬木村内ではない。喬木村には、阿島、富田等々に組合製糸が作られていったが、大島部落は、喬木村の組合製糸に出荷していない。この伴野館は、隣の村の神稲村にあったのである。大島部落の明治期、大正期の通婚圏などをみると隣の神稲村との交流が盛んに行なわれている。

薪炭組合と養蚕農家による産業組合の部落内組織「伴野会」は、部落有林野を中心とする共同体的諸関係の中に新たな内的矛盾組織を作り出している。この二つの部落内の組合は、部落有林野統一事業反対闘争においても積極派と消極派とに分かれていく経済的な組織基盤でもあったのである。部落有林野統一事業反対闘争が開始したとき、区長は村八分的存在にされていた。それは、山惣代、薪炭組合の農家が部落の運営を中心に行なっていたことによるものである。大正7年区長代理となったものは34歳である。昭和2年当時の部落の運営は、区長として製材経営を行なっているものになっており、年齢も44歳である。この他に、副区長42歳、部落出身の村会議員42歳となっている。部落有林野反対闘争の時期におけるこの部落の役員層は決して長老層でないことも特色であった。

この大島部落は、明治初期頃まで隠居別家が根強く残っており、長男が結婚すると両親は、弟達を連れて若くして隠居別家したのである。そして、新たに、再びそこで財を作り、弟に相続させていくという隠居別家の構造である。この部落は隠居別家の慣行により、比較的若いうちに家長になることによって、若い層の部落運営の参加基盤があった。

昭和2年当時の役員分担は、学務委員、農会総代、電灯料取扱、道路会計、部落の一般会計となっている。この部落の役員分担構造は、戦後になっても受けつがれていく。昭和23年から、学務委員が社会部となり、農会が産業部となり、道路が土木部となって展開していくのである。大島部落住民にとって、部落内における小学校の維持管理は、重要な仕事であり、部落有財産からの収益によって学校施設の充実、暖房の確保等々を行なってきた。戦後になっても村行政当局からの援助があるが部落として独自に学校教育の条件整備を考えているのである。戦後早くからまた、保育園の園長に区長が兼ねており、部落有の保育園の存在も大島部落の特色である。さらに、へき地のため教師がなかなか定着しないということで、教師の住宅は、部落で無償保障しているのも特徴的である。

（三） 部落有林野と農家経済

1. 大島部落の農民層分解状況

明治16年8月の大島部落の名寄帳より、土地所有規模状況をみれば、総反別26町6反であり、そのうち、田は9町5反4畝、畑11町4反7畝、山林1町6反7畝となっている。農家総数が55戸であり、平均の田の所有は1反7畝であり、畑の平均所有は2反となり、きわめて零細な土地所有状況になる。このうち田が3反以上ある農家は13戸にすぎない。また、畑が3反以上ある農家は、15戸である。田畑合計で1町以上の所有規模の農家は、7戸である。また、大島部落では、田畑を近政行政村の本村の小川耕地に所有地をすでに明治16年段階に所有している農家が少なくない。1町歩以上の田畑の所有規模を有する農家のうち、表15に示したM1番農家は、田が3反7畝、畑が7反1畝小川耕地に所有している。また、M3番農家も田が8反、畑が1町2反6畝小川耕地に所有しているのである。M5番農家も田が8反4畝、畑が4反2畝と小川耕地での所有となっている。つまり、田畑の所有規模の大きい層の中で部落外の土地所有規模が目立っているのである。大島部落の中では、西の親方と東の親方と称して部落の百姓惣代、山惣代の中心的役職をしてきた層は、M2番とM6番農家であるが、M2番農家は、田5反、畑が1反1畝であり、M6番農家は、田が6反3畝、畑が5反であり、それぞれ大島部落内での所有地になっている。

部落有林野事業反対闘争の展開時期における大島部落の土地所有規模状況は大きく変化していっ

表 15 明治16年1町歩以上土地所有農家

	総 所 有		大 島 部 落 外		備 考
	田	畑	田	畑	
M 1	5反5畝	7反1畝	3反7畝	7反1畝	
M 2	5反	1町1畝	0	0	西の親方
M 3	8反	1町2反6畝	8反	1町2反6畝	養蚕上向発展
M 4	9反1畝	1反3畝	0	0	
M 5	9反4畝		8反4畝	4反2畝	養蚕上向発展
M 6	6反3畝	5反			東の親方

名寄帖土地台帳 明治16年8月10日 大島区所有保存文書

表 16 大正10年水田1町以上土地所有農家

	明治 16 年		大 正 10 年		昭 和 13 年	
	田	畑	田	畑	田	畑
T 1	8反	1町2反6畝	2町4反5畝	1町8畝	2町5反3畝	1町5反9畝
T 2	3反	3反8畝	1町2反5畝	6反4畝	1町3反8畝	6反8畝
T 3	6反6畝	1反4畝	1町5反3畝	8反2畝	1町4反4畝	9反4畝
T 4	9反4畝	4反2畝	1町4反8畝	6反6畝	2町5反7畝	1町4畝
T 5	5反8畝	3反6畝	1町2畝	1町2反7畝	1町4畝	1町2反4畝

明治16年 名寄帳土地台帳大島区保存資料

大正10年 村税等級別土地所有調役場保存資料

昭和13年 地租名寄帳大島区保存資料

たのである。表16に示すように大正10年のときの喬木村県税、村税調での土地所有規模で田が1町以上を有する農家は、大島部落では、5戸存在するが、養蚕農家層の土地集積が特徴的になっている。T1番農家などは、村税で11等級になり、田が2町4反5畝、畑が1町8畝となっているが、田では1町8畝の土地集積を明治16年から行なっていることになる。T2番農家は、明治16年のときの田の所有面積が3反であり、9反程の集積を行なっていることになる。T3番農家も明治16年の田の所有面積は、6反6畝であったが、大正10年には、1町5反となり9反程の土地集積を行なっていることになる。T4番農家は、明治16年田が9反4畝あったが、大正10年には、1町4反8畝となり、5反の土地集積になる。T5番農家は、明治16年の田の所有面積が5反8畝で大正10年には、1町2畝となり、4反4畝の土地集積を行なっている。また、この農家は、畑地も、3反6畝から1町2反7畝となり9反近くの土地集積を行なっている。これらの農家は、昭和13年4月の大島部落の地租名寄帳においてもそれほど大きな規模でないが土地所有を引き継ぎ増大させている。4番農家の場合のように、田を1町1反、畑を4反程大正10年から昭和13年までに増大させているが、あとの4戸は微増である。田では、部落外の土地所有を多くもっており、自作ではなく小作地として貸付しているのも大きな特徴である。例えば、T1番農家の場合は、5反2畝が隣りの部落の加々須に所有しており、さらに、5反3畝が小川に所有している。T3番農家の場合も小川など他部落に7反7畝の土地所有をしているのである。T4番農家も小川、阿島などの他部落に田を9反所有している。それぞれ小川などの在村の寄生地主層から土地を取得しているのである。例えば、4番農家の場合は、大正12年索道工事に資本を出して、財産を縮少していった小川の在村寄生地主(大正6年村税土地所有調、田4反7畝所有、畑1町2反所有)から7反1畝の土地を購入している。

大島部落の明治16年田の面積は、名寄帳で9町5反程であったが、大正10年の喬木村村税等級土地調一覧にのった25戸の土地所有面積をあわせただけでも田の面積は、17町7反5畝になる。しかし、昭和4年の農事調査によれば、大島部落の田の面積は8町8畝であり、大島部落の農家の土地所有面積と部落にある田の面積の大きな開きは、一部上層ばかりでなく、多くの農家が部落外の土

地所有を行なっていることを意味しているのであった。昭和4年の農事調査で、大島部落の畑の面積が1戸平均7反程になり、多くの農家が養蚕によって、畑地面積の拡大をしていることも特徴的である。これには、部落有地の大きな無願開墾地が数多く含まれていることも大きな特徴である。つまり、畑地の場合、大島部落の実質的な面積が、各農家の所有面積よりもはるかに上回っている。前記の村税等級土地所有調の一覧にのった大島部落の25戸の農家のうち、畑地の所有面積が名目上7反以上を越すのは、5戸にすぎないのである。

大正10年の喬木村村税等級別土地所有調の一覧表にのっている大島部落の農家25戸のうち、前記の5戸の上層農家以外の昭和13年までの推移は、20戸のうち11戸が土地所有規模を増大させ、5戸が減らしている。減らした5戸のうち、2戸は部落有林野統一事業反対闘争において、部落から村八分状況にされた区長と村会議員である。それぞれ水田を村会議員は、8反1畝から2反4畝へ、また、区長は、5反7畝から1反6畝と大きく縮小させている。そして、製材経営を失敗した農家も水田を6反3畝から1反2畝と大きく土地を手放している。大島部落では、全般的に土地所有を拡大しており、大正10年のとき水田所有が5反以上ある農家は、14戸であったのが、昭和13年には、17戸と増えている。また、畑地の5反以上所有は、大正10年の11戸から昭和13年には、14戸と増えている。畑地は、養蚕経営の拡大を中心にして畑地の増大をはかっていったのである。

ところで、農地改革直前の昭和22年の大島部落の土地台帳では、部落有林野の無願開墾の畑作面積が記載されているのが57戸ある。部落有地を開墾していないのは12戸のみである。この12戸のうち10戸は、小作地を出している自作兼地主層である。5反以上を貸付している大島部落の地主層は、8戸存在しているが、このうち1戸を除き大正期から名目上部落有地の開墾を受けていない農家層である。部落有地から5反以上の無願開墾をしている農家は、4戸存在する。なかには、1町以上も部落共有地を開墾した農家もある。

表17に示すとおり、昭和21年4月の農家人口調査結果表の集落別集計より、大島部落の経営規模別自小作別農家数は、自作農家が35戸、自作兼小作が22戸であり、自作的傾向が強くあらわれており、部落内における地主小作関係は強くなっていない。しかし、部落内に貸付耕地1町以上もって農業を行なっているものが4戸ある。彼れらは、経営規模が1町未満のものが3戸であり、自作地よりも貸付地の多い層が支配的になっている。自作農家は、5反から1町未満の経営層が多くなっているが、自作兼小作になると、経営規模が縮小し、3反～5反未満が最も多い数になっている。さらに、小作兼自作、小作層になると経営規模が縮小していくのである。表18に示すとおり、昭和22年農業センサスより経営耕地面積規模別貸付地面積をみれば、貸付する農家は3反～5反未満と5反～1町未満の耕作経営規模層に集中しており、地主層で1町以上自作するものは、1戸にすぎない。

大島部落の地主は、部落内での土地集積ではなく、部落外の水田を集積しており、多くが自作地としてではなく、貸付地であった土地を集積しているのが特徴であった。しかし、畑地の場合、自作地として集落内での規模拡大をしている。経営規模面積からみるならば、畑地の方が水田より

表 17 大島部落の経営規模別自小作別農家数

	農業を行なう者の土地所有者にして貸付耕地一町歩以上	自作	自兼小作	小兼自作	小作	計
3反未満		③	②	②	②	9
3反～5反		③	⑪	②		16
5反～1町	③	⑳	⑨			39
1町～1.5町	①	②				3
1.5反～2町						0
計	4	35	22	4	2	67

昭和21年4月農家人口調査結果表集落別集計より役場資料

表 18 経営耕地面積規模別貸付耕地面積

	貸付耕地のないもの	2反未満	2反～5反	5反～1町	1町～2町	2町～5町	計
土地を耕作しないもの							0
3反未満	⑨		①				10
3反～5反	⑩		⑥				16
5反～1町	⑫	①	④	⑥	③	①	36
1町～1.5町	⑬		①				4
1.5～2町							0
計	43	1	12	6	3	1	66

昭和22年農業センサスより、役場資料

も大きな比重を占めている。昭和22年農業センサスの個票より、2町8反5畝の貸付地をもつYH家は、畑が6反5畝の経営に対して、水田は2反3畝にすぎない。昭和22年調の大島部落の土地台帳でも畑地経営が8反に対して、水田が4反8畝である。昭和22年農業センサスで、1町2反6畝の貸付が記されているUN家は畑地経営7反4畝に対して水田経営は2反2畝である。昭和22年の土地台帳では、畑地6反1畝に対し水田2反4畝である。農業センサスで1町2反の貸付と記されているYK家は畑地6反8畝に対し水田2反6畝である。土地台帳では、畑地1町に対し水田4反3畝である。農業センサスで8反1畝と記されているUS家は、畑地5反1畝に対して水田1反8畝の経営である。土地台帳では、畑地7反5畝に対して水田4反3畝である。農業センサスで1町の貸付をもつUH家は畑地4反9畝に対し水田3反1畝である。土地台帳では、畑地7反2畝に対して水田の経営が3反1畝となっている。水田等の貸付地をもつ大島部落の自作地主は、自作において、水田よりもいずれも畑地経営の方が大きく上回っているのである。

昭和22年調の大島部落土地台帳より自作地を1町以上越す農家は、13戸あるが、すべて畑地を中心にしての農業経営である。この12戸のうち6割以上の畑地経営をしているのが11戸である。さらに、畑地経営が7割以上になっても7戸を占める。これらの事実は、大島部落の農業経営が養蚕業を中心にして上向的發展をとげていることからである。畑地の土地規模の拡大が部落有地の開墾によって行われていることも大島部落の特徴であったことを忘れてはならない。

昭和24年の当時においても、表19に示すとおり、大島部落の生計は、農業が中心になっているが、大正、昭和初期の乱伐にもかかわらず、依然として製炭業を副業とする農家も半数近くあり、その存在は決して無視できない。

昭和19年政府の特別緊急製炭指示において、大島部落をはじめ旧4部落が大きな役割を果たしたことが氏乗山々誌に次のようにのべられている。「昭和19年より、特別緊急製炭指示により喬木村は專業製炭村に指定されるも、喬木村に製炭原木なきため、国の要請に応ずるを得ず、氏乗山及び沢山の旧小川村四部落関係に於て完遂したり」（氏乗山々誌27頁）。また、木材運搬夫や山仕事の関係も無視できない。つまり、大島部落は、養蚕業を中心として、上向的發展をとげてきていたが、同時に製炭業と木材も重要な生活源であることを重視しなければならない。

2. 養蚕業と農家経済

大島部落において、表20に示すように、昭和2年のときに、100～190貫の養蚕農家が6戸あった。その6戸は、Y家同族2戸、U家同族2戸、S家同族2戸となっている。T家同族の最高は180貫である。大島部落の最高の土地所有者であったS家の総本家は、大正末期は260貫の養蚕を出している。田も部落外に2町程もっていたことから小作米が川下の部落から山間の大島部落へ約80俵この家にあがってきていたのである。大島部落の土地所有規模の高い層は、養蚕農家によって占められており、それらの7戸の養蚕農家も土地集積を行なっているのが特徴的である。大島部落の場合、

表 20 昭和2年大島部落の養蚕の生産高の規模別戸数

なし	13戸		
10貫～20貫	0	110～120	3
20～30	1	120～130	12
30～40	0	130～140	0
40～50	5	140～150	1
50～60	7	150～160	2
60～70	3	160～170	2
70～80	4	170～180	0
80～90	5	180～190	1
90～100	0	190～200	6
100～110	5		

大島区保存資料より

1反の桑園からの繭は、平均して15貫であった。伝統的に部落共有林野を無願開墾した桑園が多く生産性がそれ程高くない。（県平均18貫、下伊那24貫が昭和4年の平均収繭量）表21は200貫近くの養蚕生産高をあげていた農家の土地所有規模推移の事例である。明治16年から比較すると土地集積の拡大がかわる。そして、その拡大は、大島部落外の土地を購入しているのも特徴である。大島部落では、養蚕を生産していない農家は13戸あり、部落有地の無願開墾が可能の中での養蚕の生産を全くやっていない。それらの農家は、薪炭や製材業に力を入れていた。20貫～50貫が6戸、50～90貫が19戸、100～130貫20戸、140～170 5戸となっており、自作農、部落有の無願開墾の可能の中で生産規模別の不均等があることも注目すべきことである。

ところで、昭和22年の農業センサスより、桑園耕地面積別個数を示したのが表22であるが、1反

表 19 主副職業別農家戸数

	主	副
農業	66	3
製造業	2	30
山仕事	6	0
木材運搬夫	1	2
教員	2	0
その他	2	1

昭和24年7月主副職業別人員別調査、役場資料

表 21 上層養蚕農家の土地所有規模の変せん

	S K 家		Y S 家		U S 家	
	田	畑	田	畑	田	畑
明16年	8反(外)	1町2反6畝(外)	8反4畝(外) 1反(内)	4反2畝(外)	4反6畝(外)	1反4畝
大6年	2町6反5畝	1町9畝	1町6反4畝	6反6畝	1町5反3畝	8反2畝
昭13年	2町5反	1町5反8畝	2町3反9畝	9反8畝	1町3反4畝	9反
備考	部落外小川に5反3畝, 部落外加々須に5反2畝		○大正12年寄生地主羽生増吉より, 5反3畝買う(外) ○大正15年同じ家より2反買う(内) ○明治43年, 小川耕作地の本村池田次郎治より3反買う購入すべて水田(外)		○大正8年土地台帖 ○部落外土地所 1町8畝(阿島)水田	

明16年 各寄帳 大正10年 村税等級別土地所有調

昭和13年 地租名寄帳 備考各家所有土地台帳

表 22 桑園耕地面積別個数

0~1反	9戸
1~2反	20
2~3反	17
3~4反	14
4~5反	3
5~6反	3

昭和22年農業のセンサスより

表 23 無願開墾地の階層戸数

0	17
0~1反	12
1~2	22
2~3	11
3~4	4
4~5	1
5~6	0
6~7	1
7~8	0
8~9	1
9~10	1

昭和22年土地台帖より

未満, または, もっていない農家が9戸もある。桑園面積が1反~2反20戸, 2反~3反17戸, 3反~4反14戸, 4反~5反3戸, 5~6反3戸となっている。このセンサスの統計の中には, 無願開墾地の桑園がすべて含まれているとは限ぎらない。養蚕が盛んな大正期に積極的に開墾されたが昭和4年以降養蚕が衰えて, 無願開墾地に再び植林したものも少なくなかった。農地改革では, この山を個人のものにするか, 入会地とするかは問題が残されたまままでであった。

農地改革によって解放された無願開墾地は, 表23に示すとおりである。全くなかった農家は, 17戸, 1反未満が12戸, 1反~2反未満が22戸であり, 51戸が2反未満となっている。無願開墾によって最も土地解放の恩恵を受けた農家は1町近くもある。多くの農家は零細な土地解放であったが, それでも山村での土地規模の少ない条件での農業の中では, 無願開墾の解放は大きな意味をもっていたのである。つまり, 養蚕業を積極的にやって経営規模の拡大をはかっていった農家は, 無願開墾でそれをなしとげようとし, さらに, そのままで畑地として継続したものは, もっとも無願開墾の恩恵を受けたのである。

3. 製材業と農家経済

大島部落の製材所は, 大正8年3月25日付郡役所報告では, 水力で2馬力, 丸鋸機2台が郡役所の製材所調に対する報告として喬木村からあげられている(役場保存資料より)。この報告書には, 大正7年には休業となっている。大正11年2月4日付の郡役所からの製材所に関し照会調査(役場保存資料より)では, 役場は2月18日に三つの製材所

の回答をしているが、そのうちの二つは、大島部落の製材所である。そこでの記録によると大島部落には、二つの製材所があり、水力で7馬力の丸鋸の製材機を動かしていたということである。それぞれ生産高は、1千石、1千百石となり、前者は、板材800坪、角材300石、後者も板材800坪、材角300材石と記されている。喬木村には、大島部落の他にもう1つの製材所があった。電力で7.5馬力の丸鋸1台ということであったが生産高は、400石にすぎなかった。大正11年3月11日付の郡役所への木材生産調報告では、板材1070坪、2140円、昨年より7割6分の増大、角材800尺、10,400円、昨年より30尺減、丸太材230尺、2,240円、電柱2百本設立によるとなっている。それらは、沢山御料林からの資材であった。製材所が出きたはじめは、大島部落から2km離れたところで水車を動かしての製板業であった。その製材所の近くに雇用者は家を建てて住みついていた。大正末期には8軒の家が製材所近くに建てられたが、それらの人は大島部落以外であった。製材工場で働く人は家族をもっていた。多くは職人であり、こびき職人、きゅうまひき職人であった。伐採の作業は、18戸の薪炭組合の中のものが仕事をして、しょい子は、喬木村でない山ひとつへだてた隣り部落の萩野から10人程雇い入れている。この製材所は、上の製材所で、もう1つは下の方の部落内に建てられている。上の製材所も当初は、大鹿の人が資本を出しているが、大島部落の人が買っている。そして、部落内で経営者の移り変わりが起きている。部落有林野統一事業反対闘争のはじまる頃には、経営者が8回変わっているほど経営者の流動性の激しいものであった。

大正8年の郡役所の照会調査では、大島部落の製材所は1つになっている。そして、その1つも大正7年は操業休止と記載されている。製材所では、屋根板、下駄、経木等を作っていた。工場内には、職人1名、前取り1人～2人、しゃちまき1人、工場外では、板をほすもの1人～2人、板をたばねる人1～2人、経木作り女の人で4～5人、技術をもっていなければできないきゅうまひき5～6人、この他にしょいこ10名という雇用労働の状況であった。用材の運搬は、小川の人ややってきて飯田、市田まで運んでいる。薪炭材の立木として製糸工場が買上げしていることも注目しなければならない。大正11年の喬木村の役場資料「立竹木売買者調」によると小川の竜東館が大正11年2月20円、3月20円、4月79円、富田館が大正11年2月50円、11月110円で売買している。この他に、氏乗の人が1月、2月合計230円が1名、11月に40円が1名、富田の人が11月に30円1名、薪炭材を買っている。

製材所の設立に伴って、用水の矛盾も部落内で生じている。農業用水を製材所の水車に利用したために、部落内で問題を生じている。薪炭組合の組合員の中でこの問題を契機にして脱退しているものも出ている。この農家は、この頃から養蚕経営に重点を移しており、大正10年の村税等級調のときは、土地所有規模が記載されていなかったが、昭和22年の土地台帳には、畑地8反2畝、うち無願開墾2反8畝となっている。水田も4反4畝であり、養蚕経営によっての土地拡大がみられている。この家の先代は、おり箱を作っていて、飯田まで馬で運んでいる。もともと先祖から山の見張り役を勤めてきたこともあり、林野に深く依存してきた家であったのである。このような家でも、大正期の養蚕経営は、大きく農家経済を変えていったのである。

4. 薪炭業と農家経済

部落有林野統一事業反対闘争の中で長期的にねばり強く抵抗していった層が自営製炭業に生計を大きく依存する農家であった。大島部落では、明治40年段階から黒炭が急速に普及しはじめ、土地の経営規模の少ない農家は、一層製炭業の比重を増大していったのである。薪炭生産は、10月末～4月末の6ヶ月間に多くの農家が従事した。喬木村の木炭生産は、郡統計書によれば、明治44年には、15万貫、大正11年には17万8750貫となっている。大正11年の「木炭生産需給関係調査」での本年度生産予想額は、黒炭25万貫として、前年度より10万貫の増額を見込んだのである。大正13年には、黒炭20万貫を予想額にたてている。木炭組合の創設により、個々の木炭業者の生産増を見込んでいる。

大島部落において、明治中期までは、自分が適当な場をみつけて、そこに札をたてておけば、5間四方は絶対に他の者は手を融れることができないという掟の慣行であった。ところが、木炭生産が盛んになる明治後期には、個々の製炭業の立木の管理も厳しくなっていく。つまり、くじびきでどこ土地へ入るかを決めるようになっていく。大島部落では、木炭の仲買をやった農家が3戸あり、そこに木炭を出荷した。1回山へ入ると約2俵の木炭を焼いて帰ってくるのが常であり、木炭を家計の補助とするため、約150俵から200俵近く生産するのが普通であった。個人の仲買も昭和4年の和解以降、大島部落では、50戸で木炭組合を作っている。

さらに、5戸の木炭生産者は、共有林野ばかりでなく、喬木村を越えて、他の地域の林野の立木をも買っていったのである。自営製炭業を専業とする上向的發展は、自からの共有林野や沢山御料林だけでは十分でなかった。これは、乱伐によってよい木炭が焼けないということで喬木村の外へ立木を求めていくのである。5戸は、共同で他町村の林野の立木を200町歩程10年間の権利として買いに出ている。そして、この5戸の製炭業者は、隣り部落からしょいこととして子供を雇い入れるまでになっている。

昭和22年の農業センサスでは、大島部落で製炭業を営むものは、9戸となっているが、農業収入は、「いずれの収入も4割に満たない」ものとなっている。この9戸の自小作別は、小作農1戸、小作兼自作2戸、自作兼小作2戸、自作4戸である。また、養蚕を兼ねているものは、6戸となり1反～2反未満の桑園地をもっているのである。昭和24年の「主副職業別調査」では、2戸が主たる職業に製炭をあげ、30戸が副業に製炭をあげている。大島部落の中に、昭和6年に木炭創庫を組合として作り、共同の木炭出荷の体制を作っていることから、木炭生産は、部落の農家の1部分ではなく、多くの農家にとっての生計糧であったのである。昭和7年には、木炭検査員を木炭組合の中に置き、木炭の検査を実施して、部落としての品質向上に努めている。これは、木炭生産の増額による粗製乱造を防止する必要が高まったためである。大正3年には、沢山御料林の炭焼き使用料として、1円50銭を木炭業者は支払っているが、大島部落では35名の木炭業生産者が大島部落所有資料に記載されている。

大正13年10月27日の郡役所からの町村長通知には、炭窯築造取扱が開墾として取扱うということ

がなされ、森林法13条26条によって制限されていくのである。

大正8年2月7日に郡役所より喬木村村長宛に「木炭改良組合規約草案送附ニ関スル」中で、製炭の改良の急務を次のようにのべている。「……製炭法ノ改良製品ノ検査俵装ノ改良等目下ノ急務ニ属スルヲ以テ貴村当業者の招集セラシ別紙送附セシ草案ニ因リ協議ノ上報告相成度依テ計画ノ都合有之候付」そして、大正9年1月、2月と2回にわたって「木炭業組合組織ニ関スル条」として、組合の組織化を積極的に行政指導しているのである。さらに、大正9年9月には、「製炭改良講習会ノ件」として、各地域における製炭改良講習会の計画を奨励し、その希望照会を促している。

郡役所の指導する木炭改良組合は、木炭の改良と信用の保持をあげ、製炭業者と販売業者の組織化をあげている。組合の事業は、次の6点になっている。「1. 講習会と実地指導, 2. 木炭1俵装一定並検査, 3. 改良窯ノ設置奨励, 4. 品評会ノ開催及出陳奨励, 5. 製炭並ニ販路ニ関スル視察調査, 6. 其他改良ニ関スル事項」ここでは、木炭の品質改良の課題のため、講習会の指導、品評会検査等の充実を積極的にうたっているのである。木炭の品質向上の動きを、組合の組織づくりによって、行政指導を行なうとしたのである。粗製乱造ではなく、品質の問題が大きな課題になっていることは注目しなければならない。このような行政指導のくりかえしによって大島部落では、昭和初期に木炭組合が作られていく。大島部落の場合は、単なる品質向上だけでなく共同出荷の体制としても機能したことも重要な特徴であった。

（四）部落結合と同族、親族結合

1. 部落内神社統一問題と同族集団

大正年間における大島部落の同族は、T家、S家、Y家、U家、O家と5つの姓があったが、O家はすべて明治以降、木地屋の株を買った地元部落住民の分家である。神社は4つの同族集団を祭っているものと部落全体の神社と5つからなっていた。明治10年2月届けの4社の氏子戸数は46戸、官有地は2反5畝である（喬木村誌上753頁）。明治40年以降、郡の地方事務所から神社統一をすれば、神社の資格を国から得ることができるという行政指導が行なわれている。正式の神社の資格を得ることができれば補助金が出るということであった。

しかし、この行政指導にもかかわらず同族集団の氏子意識は強く、統一の実現には至らなかった。むしろ、氏子ごとが自分達の神社を競って派手にしていったのが現実であった。とくに、祭りのときは、それぞれの神社の対立が頂点に達している。なかでも、祭りのときは、部落内の多数を占めるT家とU家の対立が激しく展開したのである。明治31年2月16日の大島部落の神社問題での確認書としての「改正確定表」の中には、神社祭を年2回とすること、神主宿を区長と定めていること、氏子主義の是正などを次のようにのべている。「当区神社祭典為皆同日ヲ以テ春秋二期トシ……神主宿ハ区長ト定メ……祭式世話人ハ酒番ヲ以テ行ハシタル事、但シ酒番人ハ10名程ト定ム……各氏神祭ハ各氏子主義ヲ以テ是正スルナカレ祭ハ相互ノ自宅ヘ相客ヲ侶ウ事ヲ禁ズ……」（大島区有保存文書）

T家同族は部落の東の部分に多くの戸数を占め、比較的薪炭や用材などの山の生活の依存度が高

い同族集団である。明治43年の沢山御料林の入札権利のための薪炭組合のリーダーシップをとったのもT家の同族集団の役割が大きかった。T家同族の総本家は大島部落の百姓総代の株と山惣代の親方の株を伝統的にもっていた家であり、長期的に展開された部落有林野統一事業反対闘争の中心的存在になっていったのである。この家は、明治16年段階では、田が6反4畝、畑5反と大島部落の中でも上層の土地所有規模であったが、昭和22年のときには、田が1反4畝、畑1反1畝の土地所有で自作農をしており、部落の中での下層の方に属している。すでに、大正10年段階においても、村税等級土地所有調の一覧にももっていないかった。大正10年の村税等級では、33等級であり、村税5円45銭、県税44銭納入の層である。大正10年で大島部落で最も多く村税を納める11等級のSK家村税100円を納めている。16等級以上(40円以上)村税は5戸、22等級以上(20円以上)の村税を納めるものは10戸であり、33等級以下は25戸となりT家の総本家の経済的位置を理解することができる。

大島部落では、検地を受けていたといわれる古い家は、9戸となっているが、このうちわけは、T家同族2戸、Y家同族2戸、U家同族4戸、S家同族1戸であるが、T家同族の検地をうけていたというもう1戸の家は、部落有林野統一反対闘争の初期の段階の「盗伐」事件のときは、部落の会計をして中心的人物であった製材経営者である。この家は、昭和2年から昭和8年まで大島部落の区長職も務めている。明治16年の名寄帳では、田1反5畝、畑1反6畝であったが、大正10年の村税等級調では田2反4畝、畑2反3畝となり、昭和22年の土地台帳では、田3反5畝、畑7反6畝の自作と田1反6畝の貨付をしている農家と上向発展をとげている。T家同族の神社には、近江国の多賀神社系様(1761年再建)と筒井八幡神社系の二つの系列が入っているが、この二つの家がそれぞれ異なった系列の神様を祭っているとは限ぎらず、T家の同族集団として二つの神様を祭っている。

T家同族集団は、大島部落の区長、副区長、山惣代を勤めている家が多い。しかし、T家同族の中においても大正6年段階で村会議員、区長を勤めていた層が大島部落の中で村八分状況にされたことも忘れてはならない。ここでは、同族集団的まとまりよりも部落有林野統一事業をめぐる、村行政側の立場にたったか、部落側の立場にたつのかの経済的利害状況に大きな違いがあるのである。村会議員をしたTS家は、村の助役を明治45年から大正8年まで勤めていたことから村行政側の立場にたったのである。

YH家は、T家の東の親方に対して西の親方として大島部落の伝統的権威をもってきた家である。明治16年の名寄帖のときの土地所有規模は、1町5反1畝、畑1町と部落内では、上層の方の農家に属していたが、部落有財産統一事業反対闘争の時期の大正10年の村税等級土地所有調では、20等級で23円56銭の村税を納め田6反、9畑8反畝あり、部落の中での中規模の層に属していた。昭和22年の土地台帳では、田4反2畝の自作と畑地7反8畝となっており、とくに畑地の経営に力を入れている。これは、養蚕業のため桑園のための畑地拡大である。Y家の同族集団の中には、養蚕経営の発展により、水田の土地集積を行かない、水田の貨付を増大させているYS家などがある。昭

和22年土地台帳，水田自作4反3畝，水田貸付5反7畝，畑地自作1町。この家は，大正10年の村税等級調では，14等級で村税58円77銭を納入する層である。また，Y E家は，大正10年の村税等級調では，水田1町2反5畝，畑6反4畝，昭和22年の土地台帳では，水田自作地3反9畝，水田貸付地4反9畝，畑地自作5反2畝，畑地貸付1反6畝となっている。この家は，明治16年の名寄帖での土地所有規模は，水田3反畑3反8畝であり，養蚕経営の発展により土地集積を行なっている。Y家の同族集団においても，明治16年の段階と大正10年の段階では，それぞれの家の経済的な地位が大きく変わっている。Y家の同族集団の親方層にある家の相対的な経済的地位低下がみられていることはT家の同族集団の各家の地位変化と同様である。

U家同族は，Y家同族の西の親方のもとに属していたことから，Y家同族との関係も強く，祭りのときは，Y家同族集団とともに行事を行っていたのである。U家同族は，T家同族とともに，大島部落の中では，戸数が多いが，養蚕経営を主体的に生計をたてている農家が多い。明治16年の名寄帖でのU家同族は20戸を数えるが，水田が5反以上を越える農家は1戸もなく，4反台1戸，3反台2戸であり，あとは3反未満層である。大正10年の村税等級別調の土地所有面積でU家同族で水田1町以上越える層は，4戸になり，最高は，水田1町5反，畑地8反2畝，2番目は，水田1町4反4畝，畑地5反5畝，3番は，水田8反3畝，畑地3反9畝，4番は，水田7反5畝，畑地4反4畝となっている。U家の中でも養蚕業の発展により経済的に大島部落の上層の地位に移動していった農家層も少なくない。伝統的な村落共同体的諸関係の山惣代を中心とした村落構造は，部落有林野の存在によって根強く残っていたが経済的地位関係は，決してその村落共同体的諸関係の秩序と同一でない。しかし，養蚕経営の発展も部落共有地を桑園として開墾することによって，その規模拡大が可能であったのであり，部落有地をめぐる共同体的諸関係に規定されていることは重要な事実であり，同族集団をめぐる秩序も決して無視することができない。製材経営，薪炭経営の発展も同様であった。

ところで，U家同族とO家同族は，白山社の神様（1686年再建），Y家同族は山の神，S家同族は天白社（1604年建立）という神様を祭り，それぞれ独自に同族集団で祭りをやっていたのである。部落の青年会は部落一本にまとまっていたので，それぞれ神社で獅々舞をやり，氏子どうしの対立を除く運動をしたのである。部落全体の神社で芸能大会を開き，部落全体の祭りという意識を高めていった。神社の統一は，昭和期に入ってから青年会を中心にして運動を積極的に進めたが，中高年齢層からの反対があり，終戦後になってようやく実現のはこびとなっている。

西の親方といわれた家から戦後部落の青年会の会長が出ているが，彼は神社統一促進を部落の学習部長，区長をしていたものと積極的に行なっていく。神社統一委員を14名選んで運動を盛り上げ，各神社の杜木を昭和25～26年にかけて切り，同族集団の神社を解体して部落全体の神社に各氏子集団の神様を納めたのである。各同族集団の4つの神社は，昭和33年7月合併として神社庁から承認を受けている。しかし，この神社統一がなっても各同族集団はそれぞれの家に集まって祭りを行なっている。

同族集団どうしが、競い合って派手に神社の祭りを行なっていったことは、養蚕経営の発展、製材経営、薪炭等々各農家の小商品生産者としての展開の中であらわれたのであり、伝統的に競い合いがあったのではない。部落有地の開墾にしても、薪炭材の伐採にしても部落住民であれば自由に行なわれていたのであった。そこでは、山惣代の親方を中心にして秩序がなりたっていたが、しかし、養蚕等の商品生産の発展により経済的地位の関係も同族集団の中で大きく変化していくのである。大島部落では、明治初期まで焼畑農業が残っている。十分に生産年齢でありながら、息子世帯に自分の築いた家を譲り、次男三男を連れての隠居別家の慣習が大島部落では、明治初期頃まで残っていたのである。そして、その後は、本家と隠居家として継続していった。いわゆる同じ屋敷内に同一の家の経済単位としての高齢者の隠居制とは明きらかに異なる。早い年齢時期から息子世帯を独立させるということで隠居するのである。隠居家であるからといって決して生産活動をしないのではなく、第一線で息子達から独立した家として、農業林業を行うのである。大島部落の山惣代、区会の役員が若い年齢層でなっていたのも、このような隠居別家制があったためである。大正6年の部落有財産統一事業のはじまったときに、大島部落の区長代理が34歳、会計が36歳、山惣代の1人に34歳など、35歳前後で部落の中心的な要職を担っていたのである。同族集団の強い絆も隠居別家制により分家が簡単に行なわれ、土地所有の相続も部落有財産の方に大きく規定され、農家経済において小農生産者が共同体的諸関係から自由にふるまったのでない。それは、共同体的所有の中での小農生産者の経済活動にすぎなかった。しかし、養蚕経営、薪炭経営、製材経営などの各個別の農家経済の共同体的所有からの相対的自立部分の拡大運動は、各農家単位の土地所有の関係を強めていったのである。部落有地を桑園として開墾することはかつての焼畑農業のときの部落有地の開墾とは本質的に異なっている。つまり、そこでは、農地所有が各農家によって継続され、再び部落有地へと還元されることがないからである。しかし、部落有地が広範に残っている事実は、共同体的諸関係に強く規制されているのである。以上の関係から、各同族集団結合は、共同体的諸関係に強く規制されているが、そこには、各農家単位の自立化の側面があり、その中での同族団どうしの神社祭りなどの競い合いである。しかし、神社統一運動は、同族集団の解体運動という位置づけではなく、部落有林野の収奪に対する大島部落住民の共同体的な秩序を守り支えていく運動なのであった。

大島部落における農家の商品生産の発展は、一方では、階層分化をよび共同体的な諸関係を解体させていく方向をもつが、しかし部落住民の農家経済は、共有地なくして展開できず、商品生産の発展といっても、共有地、共有林を媒介しての発展であった。そこには、共有地の中から近代的な「私的所有」の発展がみられていくことは否定できないが、依然として部落住民の経済の基底に共有地の論理が強くあり、上からの村行政をとおしての部落有林野の収奪は、部落住民の共同体的連帯心を一層助長させていったのである。

2. 村落構造と通婚圏

大島部落における部落外の婚姻関係は、山を1つへだてた隣の神稲村の福島部落、壬生沢部落

が多く、近政行政村の4部落ばかりでなく、明治21年以降の行政村喬木村内での婚姻関係は、あまりみられない。これは、婚姻という面からであるが、通婚圏という生活圏と行政村の領域が著しく異なっていることを示している。また、経済圏においても大島部落の上層部分は、明治後期より阿島、小川の土地を集積していくが、その地域との婚姻関係もほとんどみられない。最も距離の近い加々須部落との婚姻もほとんどみられないのである。むしろ、山を1つへだてた福島、王生沢の部落との婚姻が集中している。この部落との交流は、養蚕の神様をとおしてなされている。養蚕の神様を祭っている神様は、大島部落と王生沢部落、福島部落の中間に位置する山の奥深い中にある。昭和40年以降の道路の発達により、その後は、道が全くなく大島部落からの道は、やぶとなり入れないところである。そこでは、芸者を呼び、三味線、バイオリンを弾き、盛大にお祭りをやっていたのが大正年間から昭和初期の頃である。山をひとつへだてているが大島部落と福島部落、王生沢部落は、同じ山深い山村生活をしているということで共通性があり、養蚕をとおしての交流であったのである。

大島部落の農家が組合製糸に加入していくのも喬木村の地域内ではなく、隣の豊岡村（旧神稲村）の伴野館であったのもその交流の著しいことがわかる。近政行政村の4部落内の婚姻がないことは、同じ部落有林野の権利を与えられているという共通性よりも生活圏的な交流の共通性の方が婚姻において大きな役割を果たしていたことを意味する。

大島部落では、福島部落、王生沢部落からきた嫁さんどうしの会を作って、それぞれ懇親を行なっている。それは年齢に関係なく、会合をもっている。豊岡会は、昭和45年頃においても高齢者層を中心にして続けている。昭和45年頃には12人で組織され、忘年会、新年会、旅行会などを行なっている。Y家の同族集団の中で、最も養蚕業で上向発展をとげた養蚕兼地主の家は、明治末期と昭和初期と二代にわたって神稲村から妻をむかえている。大正期大島部落で最も土地所有規模のあったS家も養蚕業で上向発展をとげているが、この家も明治後期に神稲から妻をむかえている。

部落内どうしの婚姻関係は、同族集団を超えて広く結ばれており、婚姻関係と同族集団の関係はみられない。つまり、同族集団の祭りですべての家ごとの競い合いがあったが、嫁の立場からみるならば、それぞれの生家の同族が異なっており、自分の親や兄弟との氏子をめぐっての深刻な競い合いは整合性をもたないのである。隠居別家制の中でそれぞれの部落内の家の関係の閉鎖性はうすいが、しかし、地域的には、通婚関係からみるならば、強い閉鎖性をもっていたことも注目しなければならぬ。つまり、大島部落の伝統的な入会関係をめぐる矛盾が通婚関係の閉鎖性を作り出していたのである。

む す び

本稿では、長野県喬木村における部落有林野統一事業反対闘争をつうじて戦前の軍事的、半封建的な特殊日本資本主義の支配に対して村落構造の進歩性と限界性を明きらかにした。資本主義の発

展によって村落共同体的諸関係が分解していくが、部落有地、部落有林野に深く根ざしての商品生産の発展をとげていった本稿の事例の場合、村落共同体的諸関係の分解によって村落内部において階層性が生みだされ、その内的矛盾が展開していったが、しかし、部落有林野の収奪に対して共同体的諸関係の連帯が前面に押し出されて部落ぐるみの農民運動のエネルギーとなったのである。

村落共同体的諸関係の中での伝統的権威層も階層分解の進行によって経済的に部落の中で上位層でなかったことも特徴的であった。共同体的諸関係の伝統的権威層が村落構造を長期的に全住民を動員できたのも彼らが部落有林野に深く根ざした農家経済構造であったからである。養蚕経営の上向の発展による地主化の道も歩いていなかったことも積極的抵抗層としてリーダーシップが発揮できたのである。

共同体的諸関係の分解過程において、大島部落の農家すべてが積極的に農民運動にかかわったのではなく、養蚕経営等によって上向発展をとげた層は、消極派であったり、妥協層であったのである。しかし、彼らも含めて部落ぐるみの闘争が行なわれたことは重要な事実である。部落有林野統一事業に賛成した村行政派は、村八分にされたのであった。これらは、共同体的諸関係の分解過程にもかかわらず、共同体的諸関係が農民運動に動員されたことを意味している。

とくに、部落内の同族集団結合的要素をもっていった大島部落であったが、その結合が強く農民運動へとも働いていくのである。しかし、この同族団結合も商品生産の発展によって内的に分解していく傾向をもっており、神社統一問題等などにみられるとおり、養蚕、製材、薪炭等の生産組合と同族集団が絡んで各農家の分解と結合、同族結合の内的矛盾と部落結合等々によって共同体的諸関係の分解がジクザクの道をとげて進んでいくのであった。

部落有林野は、共同体的諸関係の物質的基盤であることはいうまでもないが、農家経済の商品生産の発展がその関係を崩壊させていく要因をもつ。しかし、小商品生産者としての農民は、完全に自立して私的土地所有者として農業経営を営むことは出さなかった。本稿の場合は、部落有林野に根ざした商品生産の展開であったため、そのことが典型的にみることができた。また、養蚕経営の上向の発展により部落有林野から相対的に自立して土地所有を集積していく農家層も本稿でみられたが、彼らも妥協層であったが、決して共同体的諸関係から離れることができなかったのである。それは、部落有林野ばかりでなく、共同体的な諸関係からの生活手段を無視して部落での生活を行なうことができないためであった。村落生活での共同体的な諸関係は、各農家の農業経営においては商品生産によって自立分解運動をとげていくが、生活手段の共同性は、根強く共同体的諸関係を残存させていくのである。養蚕農家層の共同体的諸関係の拘束には、生活共同性があるのであった。

本稿の部落有林野統一事業反対闘争は、喬木村という行政村成立の特殊性と4部落をかかえていた旧小川村近政行政村の特徴があり、また、喬木村の養蚕業、製糸業等々の地域経済の特殊性から寄生地主的、問屋制的な地域経済支配構造も部落主義という地域閉鎖性をもっていたことも重要な事実であった。部落有林野統一事業がこの部落閉鎖性の地域主義とぶつかったことが、結果的に、共同体的土地所有の収奪の闘いになった側面もあったのである。従って、部落有林野統一事業反対

闘争のリーダーの一部に「無産新聞」などが普及していくが、この運動が製糸工場の労働者の運動と連帯していくには弱点があった。絶対主義的な専制政府の警察権力に対しては、大島部落住民の闘いは、喬木村全体の住民に大きな反響をよんだことも重要な事実であった。大島部落、阿島地区の住民は、沢山の入会権をめぐる長期的に反目があったが、警察の横暴に対しては、共通の願いがあり、大島部落住民の闘いを積極的に支援していったのである。この事実は、部落主義の地域的閉鎖性の克服の問題を経済的な商品生産の発展による共同体的諸関係の分解に求めるばかりでなく、絶対主義的専制政府に対する支配構造の側面からもみていかねばならないことを意味しているのであった。

最後になるが、本稿の研究は、故栢野晴夫先生の指導のもとに昭和45年から昭和50年になされたものであるが、わたしの怠慢のため、執筆が今日まで延びたことをお許しねがいたい。本稿と「現代農村と社会教育」（高文堂出版、昭和61年2月刊）を故栢野晴夫先生の霊前に捧げる。

（昭和60年10月11日）